

ロシア軍のウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求める意見書

ロシア軍によるウクライナへの侵攻は、力による一方的な現状変更への試みであり、ウクライナの主権を侵害する明白な国際法違反である。

このような力を背景とした侵攻は、国際秩序の根幹を揺るがす深刻な行為で、断じて容認することができない暴挙であり、唯一の被爆国である日本としては、核によるいかなる威嚇も使用も許すことはできない。

よって、本市議会は国に対し、ウクライナ在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、ロシア軍に対しウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求め、速やかな国際社会の平和の実現を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月2日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣 あて
外務大臣
衆議院議長
参議院議長